

6月30日(金)は 町県民税(1期・一括)の納期限です

■各税の納期限(口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)
町県民税(普通徴収)	1期・一括	6月30日(金)
軽自動車税	全期	5月31日(水)
固定資産税	1期・一括	5月31日(水)

納め忘れがないかご確認ください

■町税や各種使用料などの納付には、口座振替が利用できます

- ①町税 ②水道使用料 ③下水道使用料
④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
⑥児童クラブ利用料 ⑦子ども園利用料 ⑧学校給食費
⑨下水道受益者負担金 ⑩後期高齢者医療保険料

口座振替を希望する方は
次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
○秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協 ○ゆうちょ銀行
※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

■町県民税(普通徴収)の減免申請期限は6月23日(金)です

生活困窮等に該当する方は減免の対象となる場合があります。

※納期限を過ぎたものや、すでに納付されたものは減免できませんのでご注意ください。

※減免申請は町税務課で受付しています。各出張所では受付していませんのでご注意ください。

また、失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により税の納付が難しい場合は、お早めに町税務課にご相談ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

町営住宅の入居者を募集します

募集期限●6月15日(休)

入居資格●住宅に困窮している方。現に同居し、または同居しようとする親族がいる方。入居者全員の収入合計が収入基準以下である方。国税、地方税および公共料金等を滞納していない方。

申込方法●住宅入居申込書に記入押印し、必要書類を添付し、建設課に直接提出ください。

※申込書は一旦お預かりして不足書類がないか確認したうえで受理します。不足書類がある場合はご連絡しますので申込み期限までに提出してください。

選考方法●住宅に困窮する度合いの高い方を優先しますが、住宅困窮順位を定め難い場合は公開抽選を行います。

■入居時の主な注意事項

入居時期は7月上旬を予定しています。収入基準額以上の収入のある町内在住の連帯保証人(1名)が必要です。敷金の納入(家賃の3カ月分)が必要です。犬、猫等のペットは飼うことができません。車は各住宅で定められた台数までしか駐車できません。その他、条例等によります。※入居決定前の見学は行っていません。

住宅名	所在	戸数	間取り	構造/階数	家賃(円)	駐車場
熊野3号棟	六郷字熊野	2戸	3DK	R C 3階/1階 R C 3階/2階	17,000 ~ 39,100	1台まで
小安門B棟	六郷字小安門	1戸	3DK	R C 3階/3階	15,800 ~ 36,300	1台まで
安楽寺	六郷字安楽寺	1戸	3K	簡易耐火/長屋	12,800 ~ 29,500	無し
飯詰駅前	上深井字矢矧殿	1戸	3DK	木造平屋/戸建	12,000 ~ 18,600	無し
今泉	金沢西根字西今泉	2戸	1K	木造平屋/戸建	7,200 ~ 16,600	無し
塚II	畑屋字街道東	1戸	3LDK	木造2階/戸建	26,900 ~ 61,900	2台まで

申・問 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

美郷町成人式を行います

今年度の美郷町成人式は、右記の日程で挙げる予定です。対象となる方には後日、案内状を発送しますので、ぜひご出席ください。

日 時●8月15日(火) 午前10時開会

会 場●美郷町公民館

対 象 者●平成8年4月2日~平成9年4月1日生まれの方(現在美郷町に居住する方、および平成23年度美郷町内中学校卒業生)

問 町教育委員会 生涯学習課 社会教育班 ☎0187(84)4915

不要になる公用車を売却します

売却物件●軽自動車 1台
 公開日時●6月22日(木) 午前9時～午前11時30分
 公開場所●美郷町役場
 入札日時●6月29日(木) 午前10時
 ※入札に参加する場合は事前に登録が必要です。
 入札場所●役場2階 第1会議室
 参加資格●美郷町民または美郷町に主たる事業所を有する法人で町税および公共料金が未納ではない方
 注意事項●名義変更にかかる費用は、購入者負担です。

車名	ダイハツ ムーヴ
車種・形状	軽自動車・箱型
型式	GH-L910S
初年度登録	平成12年
車検満了日	平成29年7月30日
走行距離(5/23現在)	127,261km

問 町総務課 管財班 ☎0187(84)1111

福祉保健課

申請書提出期限は6月30日(金)までです 臨時福祉給付金(経済対策分)の申請はお済みですか？

平成26年4月に実施した消費税率引き上げに伴い、所得の少ない方への影響を緩和することを目的として給付金を支給しています。

支給対象者●平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者の方(平成28年度分の住民税が課税されていない方)

※ただし、課税されている方に扶養されている方や、生活保護の受給者である場合は対象になりません。

支給額●1人につき15,000円
 受付期限●6月30日(金)

給付金を受け取るためには申請が必要です。申請先は、平成28年1月1日時点でお住まいの市町村になります。支給対象と見込まれる方には3月下旬ごろに申請書を郵送しています。該当と思われる方で通知の届いていない方は下記までご連絡ください。

児童手当を受給している方は現況届の提出が必要です

現況届は、6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。現況届は6月30日(金)までに町福祉保健課または六郷・仙南出張所へ提出してください。提出がない場合には、6月分以降の手当てが受けられなくなりますのでご注意ください。該当する方には、現況届書類を送付しています。

■現況届に必要な添付書類

- 申請者が被用者(会社員など)の場合
健康保険被保険者証の写し
(※美郷町の国民健康保険加入の方は不要)
 - 平成29年1月1日に町外に住所があった場合
前住所地の市町村長が発行する平成28年分の所得課税証明書(児童手当用)
- ※この他にも、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

【児童手当制度】

支給対象●中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方
 支給時期●原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

■支給額(児童一人当たり)

対象年齢等	支給月額
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円
所得制限限度額以上	5,000円

※「第3子以降」とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある養育する児童のうち、年齢が上の児童から数えて3番目以降をいいます。

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907